

# 幕末の出雲大社における朝廷守護の思想

——富永芳久『寶劍攻證』をめぐって——

中澤 伸弘

一

記紀神話を見るまでもなく、皇室と出雲との関係は神代の昔から存在する。国津神として出雲にあつた大国主神はその国譲りによつて天之日隅宮に身を隠し、幽世を統治することとなり、また一方ではその御魂を大和の大三輪の甘南備に祀り、朝廷の守護の神として奉齋されたのであつた。古代における出雲国造の「神賀詞」はこの所縁を述べたものであり、天子即位の後は国造が参内してこの壽詞を奏し、大国主神による朝廷御守護の所縁と皇室の弥栄とを祈るのが慣はしであつた。

しかしこれも律令の制度の弛緩により廃れ、中古以来は全く途絶え、朝廷と出雲とのこのやうな関係は表面上ないまま近世に及んだのであつたと言へる。

徳川時代において出雲大社の神職にこのやうな嘗て存在

した朝廷守護の思想が再び興起したのは、垂加神道の思想の移入があり、また本居宣長に学んだ千家俊信によつて国学思想が導入され、出雲に関する古典の研究が深化したことによる。俊信は師宣長の『出雲國造神壽詞後釋』の研究を受けて、まづ『出雲風土記』を校訂し世に弘めた、またその教へを受けた国造家の千家尊孫、尊澄を初めとして、千家国造家の学頭中村守臣は『神籬傳』を著して皇統守護を説き、また北島国造家の学頭富永芳久はここに紹介する『寶劍攻證』<sup>(1)</sup>を著して同じく出雲大社の皇室の守護の立場を明らかにしたのである。これらの考へが明治天皇の即位にあつての千家北島両国造家による「神賀詞」奏上の古儀復活と言つた考へに繋がつていつたのである。本稿は芳久の『寶劍攻證』について解説を加へるとともにその思想についても考へたい。

富永芳久の生まれた富永家は出雲大社の北島国造家に歴代仕へた世家であつて、芳久は文化十年富永通久の子として生まれ、明治十三年に六十六歳を以て逝いた。その詳細は歿後に纏められた「富永楯津履歴<sup>(2)</sup>」にある。それによれば芳久は多計知とも称し、明治五年以降は名を統一すべく楯津と称した。千家俊信について国学を学び、のち天保五年若山の本居内遠に就き、神道、和歌、文法に秀で、また出雲風土記の研鑽にも努めた。また龐大な蔵書を擁し<sup>(3)</sup>このやうな広汎な国学的素養を有する芳久が三種の神器の寶劍について書いたものが本書である。

本稿で扱ふ、『寶劍攻證』は富永芳久の著であり、架蔵(柿之舎文庫)の写本一冊である。なほ本書は『国書総目録』に記載がない。巻末に「慶應四年三月初日 天日隅宮神官 富永芳久謹稿」とあり、明治維新の直前に書かれたものであることがわかる。慶應四年三月の松本元裕(巖)、同じく六月の近藤芳樹の序文がある。また本編のほかに大國主神の天の広矛を注解した「附録」を付してゐる。芳樹は本書に目を通したとみえ、一箇所「芳樹云」と書いた割り注が存する。書誌は次の通りである。

## 書誌

写本、一冊、法量縦二四厘×横一七厘、楮紙(薄様)、黄色表紙の左肩に子持柁題簽紙「寶劍攻證 全」(墨書)貼付、書名寶劍攻證、内題同じ(但し近藤芳樹序文には「寶劍代達上考序」とあり)※書名の「攻證」は「攷證」が正しいかとも思料されるが、一貫して「攻證」と記してあるののでそれに従つた。この用字があるのか、不明。

丁数全三六丁、遊び紙一丁、序文三丁(松本元裕一丁、近藤芳樹二丁)、本文一五丁、附録一七丁、蔵書印、本文一丁に四角朱印「齋藤宗家之章」とあるも伝来不明。大変謹嚴な字体で書かれてをり、近藤芳樹の序文などは芳樹の字体そのものであり、透き写しにしたものと思料され、出版の為の版下ではないかと思はれる。

参考のため二つの序文を次ぎに翻刻する。

天下第一大事 神為第一要務輒以数葉小冊子攻證焉  
而確其辞迺短而圓其意則活而長可不謂之 自今第一

奇書哉

慶應戊辰三月初吉

古風書院主人松本元裕撰<sup>マ</sup> 於松江客樓

寶劍代達上考序

三種の神寶の事はしも、おのれはやく職原抄標注の別

記にくはしくしるして、またさらに徴しのこせるくまはあらじと思ひゐたりしに、此考を見れば、猶井にゐて天をはかるの譏をえのがれぬおろかさになんありける、さるは後の醍醐の天皇の隱岐國よりかへらせ給へる時、大社の神官に詔下し給ひて、彼宮なる神劍を奉らしめたまへりし證文の、神庫に蔵まれるを見れば、今のうつゝに傳へさせ給へる寶劍は、まさしくそれなる事、いはんも更にて、長門の海の潮沫のゆゝしくはかなき後の論ひも、芳野の山の花の雪の、行方空しきあとのさだめも、たゞ書のうへのことのみなんありける。あはれ磯城の瑞籬宮の御代に、うつしつくらせ給へるも、此大社なりしも、共に神代ながらの物實にしあらねば、かれのかはりには是を用ゐて、御代官とあがめさせ給はんに、何のあかぬ事かはあるべき、そのよしを、世の人あまねく知て、三種ながら備はり給へる大御寶に紛をいれずなりなむは、これは大朝廷の御稜威、いにしへに立かへり盛えたまはん時の、いたれるしるしならざらめかも、穴かしこ、

戊辰のとしみな月 長門の殿人 藤原芳樹

この序文の作者である松本元裕は巖とも称し（以下巖と称す）、松江藩士であり且つ儒者でもあつた人物である。

そのため幕末時には千家北島両国造家の漢学の師でもあつたとも言ふ。松江藩は松平氏であり徳川氏とは関係がある藩であつた。それゆゑ維新時に松江藩が徳川方に荷担せず、朝廷に対して恭順を表したことについて、その申し開きに山陰鎮撫使の西園寺公望のもとへ使者として派遣されたのがこの巖であつて、当時の中央と繋がりがあつた人物であつたやうである。芳久が巖に序文を依頼したのも両国造家や、このやうな人間関係を重視してのことかもしれない。また巖は大社の神職である中村守手（守臣養子）とともに明治元年十二月には千家北島両国造家の調定合一策を建白するなどの働きをしてゐる。

なほ芳久後裔の富永幸子氏（出雲市大社町杵築東 所蔵の文書に、この序文を書いた松本裕（巖）が、この序文の原稿を芳久のもとへ送つたときの、慶應三年十月五日付けの書翰が残り、それによると架蔵本の序文に「慶應戊辰三月初吉」とある日付が、「慶應丁卯十二月朔旦」となつてゐる相違がある。十月五日付けの書翰の中に同年の十二月一日の日付の序文があるのは不思議なことであるが、初期の脱稿完成はこのころが目途とされてゐた為に、序文の依頼時にこの日付を指定したのではなからうか。実際に脱稿完成は年を越して翌年の早くであつたと見え、「三月初吉」と改められたのであらう。

いま一つの序文の作者である近藤芳樹は本居大平門下の山口の国学者で、幕末から明治初年にかけて活躍し、晩年は宮内省文学御用掛となつた人物であり、明治十三年に逝いてゐる。芳樹は徳川時代後期の萩を基点として大阪や若山など、主に関西方面でその才能、頭角を表したが出雲大社との関係はなほ明らかではないが、安政三年に大社に詣で、自著『大祓詞中執抄』の序文を国造尊孫から頂いてゐて、この仲介をしたのが同じ本居家の門弟であつた芳久ではなからうか。また芳久は大社の神札を配札するなどの関係から若山や大坂へ往来したのであつて、在坂中の芳樹と相識つたのではなからうか。芳久の在坂の定宿は中之島近くの松江藩蔵屋敷（白子裏町）の出雲屋儀右衛門門方であつた。<sup>(6)</sup>何れにせよ何かしらの関係で序文を依頼し、芳久の著作を高く評価する文章を書いたのである。これを書いた明治元年の六月には芳樹は京都にゐたのである。

先掲の「富永楯津履歴」にはその著書として本書の名が記載されてゐるが、本書は先述の通り『国書総目録』に記載はなく、他の伝本（写本）については不明であるが、太田正弘『神道関係図書資料目録』補訂版に昭和十一年の謄写版の存在が記載されてゐる。この謄写版本は乾坤二冊の体裁（太田正弘氏蔵本 乾坤二冊の坤は架蔵本の附録に当たたるものを一冊にしたもの。）であり、その内容は架蔵本と同じで

ある（但し架蔵本の割り注が二行書きであるのに謄写本は本文と同じ大きさで「」で括つてある）が、こちらには千家尊福の明治七年の序文がある。また松本巖の序文が跋文として巻末に配されてゐる相違があるが、その近藤芳樹、松本巖の字体は謄写版とは言へ架蔵本と全く同じである。架蔵本にない千家尊福の序文は以下の通りである。

#### 寶劍攷證序

元弘天皇の伯耆國の船上山に行幸し、ほどに大神の御劍を請はせ給ひしその綸旨我家にもち傳へたるを、今内侍所にいつき給ふは、やがてその御劍ならむとおもひまつらるゝよしは、はやく遠祖國造尊光の家記にしてるされたるを、こたび富永楯津こころの古記を考へあかしてこの書をあらはしたるは、いそしくよろこばしきわざになむ、おのれこの書をもておもへらく元弘のむかし御劍の我大宮よりいでたるよしは世にたへてしる人もあらざりければ、かれこれと紛はしき説さへいでくめるを、かくつばらなる攷證のいでこしうへは今より後誰しの人もおもひまどふことはあらじといとうれしうなむ、さて我大宮には同じかたの神劍二振有けるを、元弘三年の三月に詔のまにまに一振奉りしかど今一振は猶大神の内宮にいつき奉りて、いにし明治五年の六月にこの御劍のありかたを模写し奉るべき

よし教部省より下書ありければ、そはやがて奉りしかど、なほ此書を公にしていみじき神寶なるゆゑよしを普く世にしらせまほしく思ふまにまに、そのよしかきしるしたるになむ

御剣をおなじ出雲にこはし、は神世のあとやふみ  
給ひけむ

明治七年二月

出雲大社大宮司従五位 千家尊福

また架蔵本の卷末の芳久の署名の「慶應四年三月朔日 天日隅宮神官 富永芳久謹稿」が謄写本では年月は同じであるが「富永楯津謹稿」となつてゐる。芳久が楯津と名を

統一したのは明治五年のことである。(先掲「富永楯津履歴」によれば、この年従来多用してゐた名は一名にせよとの命があつた由)これにより本書は慶應三年ころに書かれ、四年三月の脱稿後、松本、近藤の序文を付し刊行の予定であつたものの維新時の混乱で見送られたのであつて、その形のものが架蔵本である。その後明治五年に大社収蔵の御剣を模写して教部省へ奉つたが、その折に本書の公刊を期し、七年に尊福の序文を付して刊行が企てられたのであらう。しかし明治十三年には芳久が逝きその刊行も空しくなり、版下のまま保存せられてゐたのではなからうか。漸く昭和十一年になつて謄写版の形で世に出たのである。この謄写本は卷

末に芳久の略歴と著述目録を載せるのみで本書の刊行の経緯等については書くところがない。奥付には「昭和十一年十二月六日印刷／昭和十一年十二月十三日發行／著述者相続人 島根県大社町杵築東 富永敏夫／印刷者 京都市中京区河原町竹屋町 山川傳太郎／發行者 京都市中京区町通三條北 三浦良吉／發兌 書林其中堂／本店 名古屋市中区門前町／支店京都市寺町通三條北」とあつて、京都の其中堂支店から刊行された事がわかる。この本も謄写版油印のため、それほど部数があつたとは思はれず、稀覯書である。また架蔵本とこの本との間に木版本があつたとは、その伝存が皆無のため思はれない。

### 三

徳川時代中期に千家俊信によつて出雲に將來された国学の思想は、西岡和彦氏の指摘するごとく既に出雲に定着してゐた垂加の教へとも重なり、我が国体を顧みる機会を与へ、ひいては国造家と朝廷との関係やあり方を考へることに繋がつていつたのである。

出雲大社の御祭神についても、長らく素盞鳴尊とされてきたのが、大己貴命であるとの認識のもと改まり、更に『古事記』記載の表記である「大國主神」と改まるのも『古事記』へ注目してのことであつた。当然ながら国造家

が天照大御神の御弟である天穗日命の血筋を今に伝へておるとの認識が再確認されていやが上にも高まつていつた時代でもあつた。そのやうな回顧は古代に於ける出雲国造による神賀詞奉獻奏上の古事に行き着き、天皇また皇室の弥栄を祈つて来た過去を想ひ、大國主神の御霊の幸による朝廷の守護の復活へ向けた思想形成へとなつていつたのである。出雲大社の祭祀は出雲国造による祭祀であつて、それは国家的なものであるとの認識が芽生えていつたのである。

芳久と同じ頃の大社の神職である中村守臣は『神籬傳』を書き、垂加神道の「神籬磐境傳」とも似た皇統の守護を主張したのである。守臣は国造りをなし終へた大國主神は高皇産靈尊から産靈を授けられ、名を大物主神と改め、またこのことによつて高皇産靈尊は高木神と称したと説き、「幽冥事の靈験によりて顕露事を行はせ賜へれば、皇居をしばらくも離れ玉はず、いつかれ給ふ事なり、故神籬の祭は皇朝第一の祭事、皇国第一の大道なり」と言ふのであつた。大物主神（大國主神）は顕事の政事を皇孫命に譲り、自身は幽事、神事の政事を行なふことを高皇産靈尊に約し、皇室を守護することになつたのであつた。このことは既に西岡氏の指摘するところ（先掲、西岡氏著書）であり、私も拙稿において、その遺言がそのやうなものであつたことを述べたことがある。同様に北島国造家の上官であつた富永

芳久もこの『寶劍攻證』を著してそれ同様に<sup>(7)</sup>出雲の大神が皇室を守る深い関係にあるとの思想を發展せしめたのである。

#### 四

『寶劍攻證』の大凡の内容は次の通りである。

まづ天叢雲劍に神靈、神鏡を併せて「三種の神器とて朝廷のいみじき御寶なる事は世にあまねく知るところなり」とその神器の重要性を述べ、しかしながら宝劍は安徳天皇とともに西海に没し、「寶劍は失せて其後は寶劍の代に清涼殿の御劍を用」ゐたが、のち「また伊勢より奉りし劍」をそれに準じて用ゐ給うたとその歴史を述べるのである。

ついで後醍醐天皇と出雲大社との関係に及ぶのである。元弘二年三月後醍醐天皇の隠岐御遷幸の途次、美保関にて「出雲大社の事を思し出させ給ひ供奉の人々に此の御神は素戔鳴尊と申して（大社は大國主神の鎮座するを素戔鳴尊と詔給るは中古よりの説によりて詔給ひしなるべし）簸の川上の大蛇を獲り給ひて三種の神器の中にて第一の寶劍を得給ひし天神なるよし仰せられて涙数行におよばせ給ひける」ことが梅松論にある<sup>(7)</sup>と言ひ、寿永に失つた寶劍のことを深く思召されたことに「髮逆立つばかり思ひやり奉らる」と後醍醐天皇への追懷を述べるのであつた。

更に翌三年三月十四日に出雲大社に王道再興を祈願する  
綸旨を国造孝時宿禰に下賜された（『大日本史記載、出雲日  
御碕小野尊範文書』）ことにふれ、

右王道之再興者專神明之加護也 殊仰當社冥助欲致四

海之太平 仍退逆臣為令復正理 舉義兵所被企征伐也

速得官軍戰勝之利 可帰朝廷靜謐之化 旨凝精誠可

祈申 勅願令成就勸賞可依請云依 天氣狀如件

元弘三年三月十四日

左中將

杵築社神主館

とその綸旨を掲げるのであった。これは、『異本伯耆卷』  
〔統群書類従〕所収）にも同様のものを載せてゐる。次いで  
十七日には昨年寶劍の事を思召されたことにより「大社へ  
寶劍勅望あらせられ」たのであって、また「為被用寶劍代  
旧神寶内有御劍可奉渡者綸旨如此悉此」と杵築社神主館宛  
の左中將判の綸旨を掲げるのであった。出雲は寶劍所縁の  
地であるゆゑ、その代はりとなる劍を神寶のなかから献上  
せよとの仰せである。これにより国造孝時宿禰は大社の御  
本殿に蔵される神代伝来の神劍二柄の内一柄を献上したの  
であつたと説く。

芳久は代用されてゐた伊勢から献じた御劍は、草薙劍と  
何ら因縁のなかつたものである、と述べて更に続けて言ふ  
ゆくりなくも素戔鳴尊の草薙劍を得給ひし出雲簸川上

なる鳥髪地近き安来郷に遷幸ましましては寿永に寶劍  
の失にしより皇威の衰へさせ給ひしよしなどつらつら  
思し出させ 給ひぬべき御劍もあらばと大社へ勅望あ  
らせられしは時情を推量り奉るにさりぬべき理とぞ思  
ひ奉らるる

と、即ち寶劍の喪失が皇威の衰弱を示すのであれば、再び  
寶劍を出雲から献じることによつて皇威が旺盛となるとす  
る考へが伺へるのである。

この寶劍奉獻のことは『雲陽志』や『懷橘談』などに見  
え、この賞により建武元年には大社の御造営を仰せ出され、  
また二年には肥後国八代郷を大社に寄進されたのだと説明  
してゐる。龍虎を描いた琵琶「谷風」を御奉納になつたの  
も、この奉謝としてであつた。

一方で『伯耆卷』（群書類従所収本）には

四月一日、大仙寺に（省略）勅詔ありけるは、御在所  
内のしかじかなる劍可有、取て進ぜよと被仰下罷帰て  
奉見ば、品々の劍も候けるが、如勅詔なる劍はなし。  
乍去とて似たる劍を取て進らす、是にはあらず、能々  
見て参れ（省略）御神体の御膝の下に何の代より納り  
たりとも知らず御劍あり。是にて渡らせ給けり。

と寶劍の献上を伯耆の大仙寺のできごととして記してゐる  
が、芳久はこの大仙寺こそ出雲大社の誤記であるとするの

である。<sup>(8)</sup>

以来、この時に献上した御剣が宮中にある三種の神器の寶劍として伝来して来てゐるとするのである。そしてその考証として、まづ大社に現存してゐる神劍一柄がこの時の二柄の一つであり、その形については大社の上官であつた佐草自清が『佐草自清筆記』に書いてゐるとして次のやうに引用してゐる。

今所在大社之神劍 奇代之神寶也 柄長五寸七分 有  
鐔横出劍口旁其横八分其縦二寸一分 自柄頭至底二尺  
九寸七分室長二尺四寸以鉄製之漆其表 且有蒔繪

按崇神紀武日照命(私云 天穗日命ノ子 又名武夷鳥命)  
從天將來神寶 藏出雲大神宮矣 所謂其神寶之一ツ乎  
雖為國造敬遠之不能拔見之 以刀室形量之偏刀也 謹  
考三種神器之一ノ劍モ偏刀也

自清は六十四代国造慶勝の曾孫で当代随一の学者であつた。長男自清は佐草家を継いだが、二子宗敏は七十一代国造となつた。

またこの神劍を寛文四年五月二十五日に大社に参詣した松江藩主松平直政が拝観したことが大社の記録にあると言ひ、その時に直政が昨年寛文三年の靈元天皇御即位の時に参内し、三種の神器の寶劍を拝観したことをも載せ、「禁中にて御寶劍をいただき申候 其御劍の柄鏝この御神劍に

少しも無相違候 併御神劍は柄鏝ともにかねにて打延候禁中の御寶劍は柄鏝の文形は如斯に木鞘にて有之候」と述べた証を挙げて、大社の神劍と宮中の寶劍は同じ物であつて、後醍醐天皇以来天皇のご守護の御劍として今日まで宮中になほ伝来してゐるとするのである。そしてこの寶劍には「神代に大國主神の廣矛を授けまつりたまひて、此の矛をもちて天神御子國を治め給はば平安くましなむと申し給ひし御靈も添り給へるにやと深く思合さるる」と書くのであつた。

附録は日本書紀にある、大己貴神(大國主神)の国譲りの段の、平国の廣矛の考証である。<sup>(9)</sup>この廣矛を派遣されて来た経津主神、武甕槌神に献上するにあたり、この廣矛を用ゐて國を治めたなら平安となると寿いだことや、自らの和魂を倭大物主櫛玉命として大三輪の神奈備に祀らせたことなどもみな朝廷守護の御意思であつたとし、その最後に全てを締め括つて

寿永に逸にし寶劍の代に大社より獻られたる神劍の三種の神器に備り給ひて天地の共常磐堅磐に天下しろしめす天皇命の御代御代の璽とならせ給へるはあなかしこ大國主神の御靈も添はり給ひて深く天皇朝廷を衛護り給へる神慮より發たる幽理ある事にぞありけらしと  
弥畏くも尊くも思ひ奉られてなむ

と結ぶのであつた。要はこの宮中の三種の神器の寶劍には出雲の大國主神の御霊が籠もり、天皇の御身近くの御守護の御劍となつてゐると言ふのであり、これは「神慮より發たる幽理ある事」なのだと言ふのである。

## 五

ところで徳川時代後期の出雲大社と朝廷との關係はどのようなものであつたのであらうか。

そのことについて第七十八代国造千家尊孫について考へる必要がある。尊孫は寛政五年から明治六年まで長らへ、三十八年間國造の職にあり、幕末から維新直後の出雲大社の中心的な人物であつた。そしてその間に天皇、皇室との繋がりが次第に認識されていく時代でもあつた。また尊孫が歌人として著名であつたことは先掲の拙著において明らかにしたところであり、芳久もまた尊孫について歌学びをした人物であつた。維新後に活躍した千家尊福は尊孫の孫であり、若年時には尊孫について和歌や国学の教へを受けたのであつた。

その尊孫の歌集『自点真璞集』の神祇の部に寛文七年の出雲大社の失地回復の機縁となつた「永宣旨」について触れ、「寛文七年五月七日尊光國造に朝廷より賜はりける永宣旨」と題してその全文を掲げ、ついで「かかる賢き御こ

とのりをかしこみ　はた遠祖のいさを、よろこびて」と詞書きして

　　ありがたきこれの御書は玉かがみ劍にもます我が家の  
　　たから

　　家にいさをたかくもたてし尊光の祖はあふがむ万代ま  
　　でに

と詠んでゐるのである。その永宣旨とは寛文五年、幕府は全国の神社社家が京都の吉田家の支配を受けるべきであるとの触れを出したことを契機として、出雲大社は古來朝廷との關係があり、また天穗日命以来の伝統があるため、特殊な例として、吉田家の支配を受けないと幕府に願ひ出て、遂に靈元天皇から寛文七年に下賜されたものである。それは「出雲國造本奏壽詞恒異潔敬為神自重乃須永掌軼職也」と書き始め、大社の神職である国造が神壽詞を以て宝祚無窮を祈念したことを重視したのもでもあつた。この百五十年以上の昔のことをわざわざ自分の歌集にその全文をも載せ、遠祖六十八代尊光國造を仰ぎ奉るのは、朝廷との關係と言ふこともあつて、尊孫にとつてそれなりの自覚と理由とが存したわけである。先に見た尊福の序文にも尊光國造へ言及してゐたのであつて、尊光國造は大社中興の祖として当時仰がれてゐたのであつた。<sup>(10)</sup>

また同歌集には後醍醐天皇が奉納され、長く大社に襲蔵

してきた神宝の琵琶を、文政十一年に仁孝天皇の観覧に供したときにその守護として島重老を遣はし、その饒に歌つた歌が収められてゐる。<sup>(11)</sup> 尊孫は天保三年に国造を襲職するのであつて、文政十一年はその四年前、尊孫三十二歳のときであつた。このことは身近において尊孫が朝廷を認識することとなつたのは自明であり、既に千家国造家では国造の妻を公卿の息女から娶ることが行なはれてゐたのであつて、尊孫の父の尊之の妻は唐橋在家女梅子であり、尊孫の妻は園基理女、子尊澄の妻は広橋光成女婦美子であつた。尊孫はか二人の千家一門が公卿で歌人の千種有功<sup>(12)</sup>に入門するに当たり、その仲介をしたのが広橋家であつた。また、出雲大社の寺社伝奏は柳原家であつた。

それゆゑにその感動は今ひとつの尊孫の歌集『類題眞璞集』には更に細かく「文政十一年我大神の宮なる神宝琵琶のことを観覧ありける時頭弁隆光朝臣のもとへよみて遣はしける」と題して、

よつの緒のかかるかしこき御世に社神の光もいや増る  
らむ

と詠み、またこれに対する柳原隆光の返歌をも載せてあるのであつた。「よつの緒」とはこの琵琶のことである。観覧に供した琵琶は文政十三年九月に戻つてきた。このときの朝廷からの添へ状がまたこの歌集に転載されてゐる。

かくて同十三年かへし奉らせ給ひける時 御仰詞

出雲国大社神宝の琵琶今度備天覽之所 殊勝之古物  
観覧尤深 仍更令加修復調袋而被奉返納永可為神御之  
重宝旨 天氣所候且供神物黄金二十両被副奉之 國造  
等承知弥可奉守護者

文政十三年九月八日

議奏 延光 日野西前中納言

公翰 園池中納言

隆純 鷲尾前大納言

暉房 池尻前大納言

實堅 徳大寺大納言

傳奏 國長 甘露寺一位

胤定 広橋一位

頭弁殿 柳原

これによると朝廷では観覧に供したところ御感斜めならず、修理を加へ、袋を新調して返納の上、二十両を添えて下賜あらせられたのであつた。よつて尊孫はその感激を「かかる賢き観慮を畏こみて」と題し

有がたき御ことのり社やがてこのなかはの月の光なり  
けれ

大君の御手にふれけん四の緒はうべ世に高く名ぞびび  
きける

と詠んだのであつた。

ここに傳奏として名前の見える広橋胤定はのちに尊孫の  
男尊澄の妻の祖父にあたる関係となる人物である。この婚  
姻は慶應二年であつた。<sup>(13)</sup>

このやうな関係が尊孫にとつて朝廷との繋がりとなつて  
認識されていつたのである。

出雲大社は新春に江戸幕府への神札献上を江戸開府の早  
い時期から恒としたが、これは領地の安堵と関係があるの  
であらう。千家俊信は本居宣長の上京に当たり二度ほど京  
都に参上してゐるが、朝廷の關係者と交はつたかは不明で  
ある。朝廷と出雲大社との關係が緊密になるのはこのやう  
な事を経て黒船の來航が大きく関はつてのことであつた。

嘉永六年十一月、朝廷は黒船來航を受けて出雲大社両国造  
館宛に夷類討滅神明冥助の御祈願をなされた。これは朝廷  
と關係深い諸社に命ぜられたものであつたが、出雲大社で  
は初めてのことであり、何れも尊孫國造の時であつた。以  
來嘉永、安政、文久とたびたび御祈願のことがあり、また  
公武御一体の御祈願もあつた。千家尊福著『出雲大神』に  
よると安政二年九月に禁裡御所御撫物を出雲大社に奉納、  
御祈禱下知、翌年正月に両国造名代各一人が上京、御撫物  
を返上、御玉串を献上すべく追伸とある。またこの時尊孫  
は未研磨の出雲の玉を獻じ、孝明天皇はそれを束帯の石帯

の料に用ゐられ、ご自身のお守りになされたと言ふ。

かやうに朝廷に対しての思ひは、古典の研究による出雲  
の再理解や、このやうな関係からもたらされたものであつ  
て、そしてそこには古代の國造が神賀詞を奉獻し宝祚無窮  
を祈念したのと同じ、朝廷守護の思ひが再び認識されたの  
は当然の帰結であつた。また皇室においても出雲大社の格  
別の神位を深く思召しにられたのであつた。

## 六

折しも本書『寶劍攻證』の脱稿が明治維新と重なつたの  
であり、またはそれを故意に意識したのかもしれないが、  
ここに天皇を中心とする新國家の發足となつたのである。  
折から皇位についてその神聖性を示す三種の神器への関心  
が高まるのも当然であつた。芳久は本書を朝廷に献上し、  
その寶劍が出雲所縁の品であることを示さうとしたのであ  
つた。

富永家所藏文書の松本巖書翰(年欠、二月十九日付け)に  
このことに関した次のやうなものがある。

拜見 愈御健適 為恭賀候 御大事万々御厄介奉万謝  
申上候 寶劍攻證 朝廷へ御さし出候儀幾重にも私  
は周旋可仕候間、何時にても御登せ被成度候 相成候  
はば三本斗りなれば猶妙と奉存候 何れ岩倉殿か徳大

寺殿の御手よりと存候へば かの公へも一本と又下取

殿へも一本と奉存候 風邪伏枕 且大取込中、御家  
中様万々御傳声奉願上候

とあつて、芳久は本書を序文を書いた松本巖の周旋で「朝廷へ御さし出し」しようと考え、そのことを巖に請うたのであつた。これに対し巖は岩倉具視か徳大寺實則を経由して朝廷へ差し上げることが可能なので、三本（三冊）清書して整へて出すやうに奨めてゐるのであつた。この書翰はいつの年次か不明だが、何れにせよ明治初年のことであらうと思はれるのであつて、その頃にこのやうな計画があつたことが伺へるのである。尊福は明治五年に大教正に任じ

られ、西部神道管長を兼ねた。尊福が序文を付けた明治七年以降であれば、その頃には尊福自身による中央との交流があつて、何も巖に頼る必要もなかつたはずである。また巖は明治十一年、芳久は十三年に逝いてをり、やはり維新後の早い時期であつたと思はれる。岩倉具視の欧米視察は明治四年秋から六年九月までの約二年であり、徳大寺實則は明治四年に侍従、また宮内卿となつてゐるので、遅くとも四年の春夏までのものではなかつたかと推測するのである。またこのことは実際に実行されたか否かはわからないままであるが、朝廷への献納が芳久にとつて大きな意義があるとともに、本書の主張は芳久にとつても重要なものであつた。

先にも述べたが本書には出雲大社と朝廷との古来の所縁を記し、また天穂日命以来の伝統のある国造家についての認識を新たにさせる意図が汲み取れるのである。明治天皇の御即位にあたり、古来の出雲神賀詞奏上は叶はなかつたとしても、尊孫は出雲の特産物を献じ、また千家北島両国造に対し従五位下（追つて四位下に昇叙）の宣下があつたのは明治二年のことであつた。本書献上の気運はこのやうな中で取り沙汰されたのであらう。

## 七

芳久の視点は、宮中にあるところの三種の神器の一である宝剣は寿永の平家滅亡と共に西海に沈み、その後伊勢の神宮から奉献された太刀をその代りに用ゐてゐたが、後醍醐天皇の隠岐御遷幸の帰途、出雲大社に太刀を奉献すべく勅があり、神代伝来の古刀を献上したのであり、それ以来これを用ゐられてゐるのであると言ふ事にある。即ち須佐之男命が八岐大蛇を退治したときにその末尾から出た天叢雲剣は出雲の産であり、大國主神の御霊の籠もるものであつて、皇室は天照大御神の御霊の御鏡とこの出雲の大神の御霊の御剣の二つによつて守護せられるものであつて、同殿共床を畏まれた崇神天皇による複製の剣が壇ノ浦に行方

不明となつた以上、その代器は出雲から献上せねばならず、それゆゑに後醍醐天皇は出雲大社にこのことを所望されたのであつたとの主張である。そしてこれは「天皇朝廷を衛護り給へる神慮より発たる幽理ある事」であつたのである。この矜恃と誇りとが幕末期の出雲大社の国造をはじめ社家の間に考へられたことが重要なのである。

天照大御神の御霊（御鏡）と大國主神（御剣）によつて天皇皇室が守護されるとの解釈、またその神に自らが奉仕するのであるとの自負は、これまた古代出雲国造の神賀詞の考へと同じであり、大國主神の御霊を宮中近くに鎮祭しその守護としたのに重なる思想であり、朝廷との關係を顧慮すれば、そこには天長十年を以て絶えた「出雲國造神賀詞」復活へ道を開く伏線になるものであつたと言へよう。

本稿の執筆にあたり、富永芳久後裔の富永幸子様にはご所蔵の書翰等の資料を使用させていただき、また出雲市文化財課の八幡一寛氏からもご協力を頂いた。ともに記して厚く御礼申し上げます。謄写本の『寶劍攷證』は太田正弘氏のご所蔵であり、また書翰の解説についてご協力いただいたことに対しても感謝申し上げます。

#### 註

(1) その『神籬傳』については西岡和彦氏による研究（『近

世出雲大社の基礎的研究』大明堂刊所収）が備はる。また中村守臣の皇統守護の思想については拙著（徳川時代後期出雲歌壇と國學）錦正社刊）にのべた。

(2) 富永家蔵 拙稿「富永芳久宛河内屋茂兵衛書簡の一考察」『大社町史研究紀要七号』に翻刻。なほ富永家は「富永」と書いた時代もある。

(3) 現在は散逸し、その蔵書目録のみ伝存。この目録については拙稿「富永芳久旧蔵『楯之舎書籍目録』の一考察」『國學院大學日本文化研究所紀要九十七輯』参照。また、名古屋（京都）の古書肆其中堂の「其中堂發賣書目」六一一號（昭和十六年）に「富永楯津自筆稿本」と題して一五九種の書目が賣値と共に記されてゐて、そこには「楯之舎書籍目録」未記載のものも幾つかあり、蔵書がさらにあつた事が伺へる。芳久の蔵書はこの頃に売立てられたことがわかる。なほ架蔵の写本『庄園御厨大略』は該目録に記載のある芳久が内遠のもとで書写した旧蔵自筆のものである。このことについては「日本古書通信」七十八巻八号（平成二十五年八月）の拙稿参照。

(4) 松本巖は元裕、土龍、古堂と称し、通称を暢玄と言つた。八東郡森山の医松本元朗の男、嘉永五年から北島国造家に仕へ、また私塾勇塾開き門弟を養成した。出雲大社参道に「謹王士松本巖遺跡」の碑が立つ。

(5) 佐野正巳「近世国学新資料集解」所収の史料による。たとへば萩原広道と芳久は大坂で出会つたやうで、大坂での交流を示す書簡が富永家に存する。

(7) 「梅松論」本文は「去程に夜も明しかば供奉の人に仰せられるは 是より大社へはいかほどあるやらんとは御

尋有ければ 道はるかにへだたり候由申上げたりければ  
武士共に向て勅して宣く、汝等知や 此御神をば素戔  
鳴尊と申也 むかし稲田姫を娶て日の川上の大蛇を命に  
替て是を殺して剣を得 姫を偕て宮作して 八雲立つといへる三十一字の詠を残して今に跡をたれ給ふ 朝家に三種の寶の中に第一の寶劍は此御神の得給ひしぞかして御泪せきあへずして龍顔誠御愁ある体也〔群書類從』所収本〕

(8) これはやや飛躍した考へであり、考証に乏しいが、芳久の思ひの察せられるものである。なほ『古事類苑』帝王部二 神器上の項でこの「伯耆卷」を引き、「按ズルニ、富永芳久ノ寶劍考證ニ、大仙権現ヲ以テ出雲大社ノ事トスレドモ今ハ取ラズ」とある。『古事類苑』の編者はこの著に目を通してゐたのであつた。

(9) この広矛の考証にあたり、長澤伴雄の『広矛考証』を用ゐてゐる。この書は芳久の蔵書目録である『楯之舎書籍目録』に見え、芳久の手元にあつたことがわかるが、伴雄の著作としてはここにしか見えない本なので特筆しておく。

(10) 詳細は『大社町史』中巻、また『出雲國造伝統略』参照  
(11) 千家尊福著『出雲大神』二八七頁には後醍醐天皇奉納の琵琶谷風をこの年の二月にご所望され十一月に奉献したとある。

(12) 大阪市立大学森文庫所蔵「有功卿御門人方校名并居処之扣」の記載による。

(13) 出雲歌人武田道年が三河の村上忠順にあてて送つた歌稿(刈谷市中央図書館村上文庫蔵『出雲詠草』)に「慶應二

年二月末の十日ばかり広橋殿の菊姫君千家殿にはいらせられける御よろこびによりて奉りける」と詞書きのある歌がある。

(東京都立小岩高等学校主幹教諭)